

## 第 6 回教育委員会定例会 案件表

### ○ 日 時

令和5年3月23日(木) 午前10時00分から

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (資料1)
- (2) 議案第15号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則 (資料2)
- (3) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (資料3)
- (4) 議案第17号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (資料4)
- (5) 議案第18号 練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則 (資料5)
- (6) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料6)
- (7) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料7)
- (8) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料8)
- (9) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料9)
- (10) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (資料10)

#### 2 請 願 ・ 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

#### 4 報 告

- (1) 教育長報告
  - ① 令和5年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料11)
  - ② その他

資料 1	
------	--

議案第14号

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第2条の表こども家庭部の部保育課の款中「管理係」を「管理係                      「保育認定係  
公立保育所係」              公立保育所係」を「保育認定係」に改める。

第3条第3項の表子育て支援課の部中「こども施策担当係長」を「子育て支援企画担当係長                      「保育企画担当係長  
こども施策担当係長              」                      整備計画担当係長」

「保育企画担当係長」に、「計画担当係長                      「計画担当係長  
整備計画担当係長」                      」に改める。

第14条の表教育振興部の部教育指導課の款管理係の項第5号中「および担当係長」を削り、同表こども家庭部の部子育て支援課の款庶務係の項のつぎにうに加える。

子育て支援企画担当係長

- (1) 子育て支援制度の企画および調整に関すること。
- (2) 子育て支援に関する調査および研究に関すること。

第14条の表こども家庭部の部子育て支援課の款学校応援団・開放係の項につき1号を加える。

- (4) 外遊びの場の提供事業に関すること。

第14条の表こども家庭部の部保育課の款整備計画担当係長の項をつぎのように改める。

公立保育所係

- (1) 区立保育所の保育教材および保育用具に関すること。
- (2) 区立保育所の運営に関すること（課内他の係および担当係長に属するものを除く。）。
- (3) 保育施設に関する調査および研究に関すること。

第14条の表こども家庭部の部保育課の款整備計画担当係長の項を削り、同款巡回支援係の項および巡回支援担当係長の項中「巡回支援・」を「巡回等支援」に改め、同款公立保育所係の項をつぎのように改める。

整備計画担当係長

- (1) 保育所等の整備計画に関すること。
- (2) 保育所等の整備および運営の基準に関すること。
- (3) 保育所等の利用定員に関すること。
- (4) 民間保育施設の整備に関すること。

第15条の表こども家庭部保育計画調整課長の項第3号から第5号までをつぎのように改める。

- (3) 保育所等の整備計画に関すること。
- (4) 保育所等の整備および運営の基準に関すること。
- (5) 保育所等の利用定員に関すること。

第15条の表こども家庭部保育計画調整課長の項第6号を第7号とし、同項第5号のつぎにつぎの1号を加える。

- (6) 民間保育施設の整備に関すること。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月23日

教育委員会事務局

## 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

## 1 改正の理由

教育委員会事務局組織について、新たな行政課題に対応するとともに、より効率的で効果的な事務の執行体制を整備するため所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

こども家庭部子育て支援課、保育課および保育計画調整課を以下のとおり改組し、その分掌事務を整理する。

## (1) こども家庭部子育て支援課の改組

ア「子育て支援企画担当係長」を新設する。

## (2) こども家庭部保育課の改組

ア「整備計画担当係長」を廃止する。

イ「公立保育所係」を新設する。

## (3) こども家庭部保育計画調整課の改組

ア「公立保育所係」を廃止する。

イ「整備計画担当係長」を新設する。

## (4) 分掌事務および担当課長の担当事務の整理

ア こども家庭部子育て支援課の分掌事務を整理する。

イ こども家庭部保育課および保育計画調整課の分掌事務を整理する。

ウ こども家庭部保育計画調整課長の担当事務を整理する。

## (5) その他改正内容

教育振興部教育指導課の分掌事務を整理する。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

## 4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>[略]</p> <p>こども家庭部</p> <p>[略]</p> <p>保育課</p> <p>管理係</p> <p>[新設]</p> <p>[略]</p> <p>保育認定係</p> <p><u>公立保育所係</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(部、課および係の長等ならびに担当課長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事務局につきの担当係長を置く。</p> <p>[略]</p> <p>子育て支援課</p> <p>[新設]</p> <p>こども施策担当係長</p> <p>保育課</p> <p>保育企画担当係長</p> <p><u>整備計画担当係長</u></p> <p>巡回支援担当係長</p> <p>調整担当係長</p> <p>計画担当係長</p> <p>[新設]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。</p> <p>教育振興部</p> <p>[略]</p> <p>教育指導課</p> <p>[略]</p> <p>管理係</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 課内他の係<u>および担当係長に</u></p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>[略]</p> <p>こども家庭部</p> <p>[略]</p> <p>保育課</p> <p>管理係</p> <p><u>公立保育所係</u></p> <p>[略]</p> <p>保育認定係</p> <p>[削る]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>(部、課および係の長等ならびに担当課長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事務局につきの担当係長を置く。</p> <p>[略]</p> <p>子育て支援課</p> <p><u>子育て支援企画担当係長</u></p> <p>こども施策担当係長</p> <p>保育課</p> <p>保育企画担当係長</p> <p>[削る]</p> <p>巡回支援担当係長</p> <p>調整担当係長</p> <p>計画担当係長</p> <p><u>整備計画担当係長</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。</p> <p>教育振興部</p> <p>[略]</p> <p>教育指導課</p> <p>[略]</p> <p>管理係</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 課内他の係に属しないこと。</p>



属しないこと。

[略]

こども家庭部

[略]

子育て支援課

庶務係

[略]

[新設]

[略]

学校応援団・開放係

(1)～(3) [略]

[新設]

[略]

保育課

[略]

整備計画担当係長

(1) 保育所等の整備計画に関する  
こと。

(2) 保育所等の整備および運営の  
基準に関すること。

(3) 保育所等の利用定員に関する  
こと。

(4) 民間保育施設の整備に関する  
こと。

[略]

巡回支援係

(1) 施設型給付の対象となる施設  
に対する巡回支援・指導に関す  
ること（事務局内他の部に属す  
るものを除く。）。

(2) 地域型保育給付の対象となる  
施設に対する巡回支援・指導に  
関すること。

(3) 認可外保育施設に対する巡回  
支援・指導に関すること。

巡回支援担当係長

(1) 施設型給付の対象となる施設  
に対する巡回支援・指導に関す

[略]

こども家庭部

[略]

子育て支援課

庶務係

[略]

子育て支援企画担当係長

(1) 子育て支援制度の企画およ  
び調整に関すること。

(2) 子育て支援に関する調査お  
よび研究に関すること。

[略]

学校応援団・開放係

(1)～(3) [略]

(4) 外遊びの場の提供事業に  
関すること。

[略]

保育課

[略]

公立保育所係

(1) 区立保育所の保育教材および  
保育用具に関すること。

(2) 区立保育所の運営に関するこ  
と（課内他の係および担当係長  
に属するものを除く。）。

(3) 保育施設に関する調査および  
研究に関すること。

[略]

巡回支援係

(1) 施設型給付の対象となる施設  
に対する巡回等支援・指導に関  
すること（事務局内他の部に属  
するものを除く。）。

(2) 地域型保育給付の対象となる  
施設に対する巡回等支援・指導  
に関すること。

(3) 認可外保育施設に対する巡回  
等支援・指導に関すること。

巡回支援担当係長

(1) 施設型給付の対象となる施設  
に対する巡回等支援・指導に関

ること（事務局内他の部に属するものを除く。）。

(2) 地域型保育給付の対象となる施設に対する巡回支援・指導に関すること。

(3) 認可外保育施設に対する巡回支援・指導に関すること。

[略]

#### 公立保育所係

(1) 区立保育所の保育教材および保育用具に関すること。

(2) 区立保育所の運営に関すること（課内他の係および担当係長に属するものを除く。）。

(3) 保育施設に関する調査および研究に関すること。

[略]

[略]

(担当課長の担当事務)

第15条 第3条第2項の規定により設置された担当課長の担当事務は、つぎのとおりとする。

[略]

こども家庭部保育計画調整課長

(1)・(2) [略]

(3) 区立保育所の保育教材および保育用具に関すること。

(4) 区立保育所の運営に関すること（他の課に属するものを除く。）。

(5) 保育施設に関する調査および研究に関すること。

[新設]

(6) 区立保育所の運営業務委託の管理に関すること。

付 則 [略]

すること（事務局内他の部に属するものを除く。）。

(2) 地域型保育給付の対象となる施設に対する巡回等支援・指導に関すること。

(3) 認可外保育施設に対する巡回等支援・指導に関すること。

[略]

#### 整備計画担当係長

(1) 保育所等の整備計画に関すること。

(2) 保育所等の整備および運営の基準に関すること。

(3) 保育所等の利用定員に関すること。

(4) 民間保育施設の整備に関すること。

[略]

[略]

(担当課長の担当事務)

第15条 第3条第2項の規定により設置された担当課長の担当事務は、つぎのとおりとする。

[略]

こども家庭部保育計画調整課長

(1)・(2) [略]

(3) 保育所等の整備計画に関すること。

(4) 保育所等の整備および運営の基準に関すること。

(5) 保育所等の利用定員に関すること。

(6) 民間保育施設の整備に関すること。

(7) 区立保育所の運営業務委託の管理に関すること。

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



現 行

こども家庭部

子育て支援課

庶務係

児童手当係

児童館係

放課後対策第一係

放課後対策第二係

放課後対策調整係

学校応援団・開放係

児童施設係

こども施策企画課

保育課

管理係

保育企画担当係

整備計画担当係

保育人材育成係

巡回支援係

巡回支援担当係

保育所給食係

保育所保健係

保育支援係

私立保育所係

地域型保育事業係

保育サービス推進係

入園相談係

保育認定係

保育計画調整課

調整担当係

計画担当係

公立保育所係

運営支援係

青少年課

子ども家庭支援センター

副参事(都派遣研修)

改 正 案

こども家庭部

子育て支援課

庶務係

子育て支援企画担当係長【新設】

児童手当係

児童館係

放課後対策第一係

放課後対策第二係

放課後対策調整係

学校応援団・開放係

児童施設係

こども施策企画課

保育課

管理係

保育企画担当係

→ 公立保育所係

保育人材育成係

巡回支援係

巡回支援担当係

保育所給食係

保育所保健係

保育支援係

私立保育所係

地域型保育事業係

保育サービス推進係

入園相談係

保育認定係

保育計画調整課

調整担当係

計画担当係

→ 整備計画担当係

運営支援係

青少年課

子ども家庭支援センター

副参事(都派遣研修)

※子ども家庭支援センターの事項は、規則ではなく処務規程により定めている。

議案第15号

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立少年自然の家条例施行規則（昭和60年1月練馬区教育委員会規則第2号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第1項ただし書中「移動教室、林間学校、臨海学校、宿泊訓練」を「宿泊を伴う校外学習」に、「かえる」を「代える」に改める。

別表第1の1の項中「区」を「練馬区（以下「区」という。）」に改め、同表の3の項中「練馬区内」を「区の区域内（以下「区内」という。）」に、「7日前」を「当日」に改め、同表の4の項中「7日前」を「当日」に改め、同表中備考第2項を削り、備考第1項を備考とする。

第1号様式をつぎのように改める。

練馬区立少年自然の家利用申込書 (利用兼宿泊者名簿)

予約番号: \_\_\_\_\_

改正案

(予約完了メールまたは予約確認書に記載してある番号)

利用施設:  鷺井沢・岩井・武石本館・武石新館 (○で囲む)

利用日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ( ) から \_\_\_\_\_泊

ふりがな  
代表者  
氏名

様 団体名: \_\_\_\_\_

(代表者の方にご利用前に確認の電話を入れさせていただきます。)

No.	お名前	年齢 (学年)	ご住所	電話番号	お食事 ※1	幼児布団 ※2	障害者 手帳※3	区外居住者の方で区内に在学または在勤の方は学校名 または勤務先名と所在地・電話番号をご記入願います。
代表者				自宅 携帯				
2				自宅 携帯				
3				自宅 携帯				
4				自宅 携帯				
5				自宅 携帯				
6				自宅 携帯				
7				自宅 携帯				
8				自宅 携帯				

※1 お食事の種類、「大人」「子ども」をご記入ください。(子ども用は小学校中学年程度の量です。)

※2 幼児で布団が必要な場合は「○」をご記入ください。(基本料金が必要になります。)

※3 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの本人は「○」、介助者の方は「△」をご記入ください。(区内の方は割引の対象となります。)

【注意事項】

- 区内在住・在勤の65歳以上の方は、割引制度がございます。適用を受けられる方は、公的機関発行の年齢を確認できるものをチェックイン時にフロントへご提示ください。
- 区内在住・在学・在勤の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方およびその介助者の方(2名まで)は、割引制度がございます。適用を受けられる方は、当該手帳をご持参いただき、チェックイン時にフロントへご提示ください。

【利用部屋数】 定員3人部屋 室 定員4人部屋 室 定員8人部屋 室

【付帯設備】 ご予約済みの運動施設等をご記入ください。

初日	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:
2日目	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:
3日目	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:
4日目	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:
	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:

区内		大人	名	幼児	名	大人	名	食
区外		大人	名	幼児	名	子ども	名	食
業務								幼児朝食のみ
使用欄								食



予約番号：

(予約完了メールまたは予約確認書に記載してある番号)

No.	お名前	年齢 (学年)	性別	住所	電話番号	お食事 ※1	幼児布団 ※2	障害者 手帳※3	区外居住者の方で区内に在学または在勤の方は学校名 または勤務先名と所在地・電話番号をご記入願います。
9					自宅 携帯				
10					自宅 携帯				
11					自宅 携帯				
12					自宅 携帯				
13					自宅 携帯				
14					自宅 携帯				
15					自宅 携帯				
16					自宅 携帯				
17					自宅 携帯				
18					自宅 携帯				
19					自宅 携帯				
20					自宅 携帯				
21					自宅 携帯				
22					自宅 携帯				
23					自宅 携帯				
24					自宅 携帯				
25					自宅 携帯				
26					自宅 携帯				
27					自宅 携帯				

## 付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立少年自然の家条例施行規則による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

## 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

### 1 改正の理由

旅行サービスコーナーおよび下田少年自然の家の廃止等に伴い練馬区立少年自然の家条例施行規則（昭和60年1月16日教規則第2号）の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 令和4年度から臨海学校および林間学校に代えてイングリッシュキャンプを開始したこと  
に伴い、表記を宿泊を伴う校外学習に改める。
- (2) 旅行サービスコーナーの少年自然の家の受付業務が、令和4年3月31日で終了していること  
に伴い、一般予約はインターネット予約および、利用施設への電話予約になるため、別表第1  
（第2条関係）の利用者の申請期間を変更する。
- (3) (2)に関連して申請期間の休日、祝日の受付が可能となるため、別表第1（第2条関係）の備  
考2を削除する。
- (4) 旅行サービスコーナーの受付業務終了および令和5年3月31日の練馬区立下田少年自然の  
家の廃止に伴い、第1号様式から当該記載を削る。
- (5) その他文言の整理を行う。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日



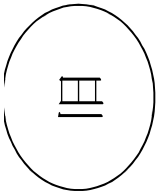
練馬区立少年自然の家条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案																														
<p>(利用手続等)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により、練馬区立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を利用しようとする者は、少年自然の家利用申込書（第1号様式）により練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。ただし、区立小学校および中学校が、<u>移動教室、林間学校、臨海学校、宿泊訓練</u>の教育活動を行う場合については、<u>行事計画書の提出をもって利用申請にかえる</u>ことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(利用手続等)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定により、練馬区立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を利用しようとする者は、少年自然の家利用申込書（第1号様式）により練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。ただし、区立小学校および中学校が、<u>宿泊を伴う校外学習</u>の教育活動を行う場合については、<u>行事計画書の提出をもって利用申請に代える</u>ことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 <u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区立少年自然の家条例施行規則による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。</u></p>																														
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 30%;">利用の申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>区が行政目的のために利用する場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>練馬区内に在住、在勤または在学する者が利用する場合</td> <td>利用日の3か月前の月の初日から利用日の7日前まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>その他の者が利用する場合</td> <td>利用日の2か</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用の申請期間	1	区が行政目的のために利用する場合	[略]	2	[略]	[略]	3	練馬区内に在住、在勤または在学する者が利用する場合	利用日の3か月前の月の初日から利用日の7日前まで	4	その他の者が利用する場合	利用日の2か	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 30%;">利用の申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>練馬区（以下「区」という。）が行政目的のために利用する場合</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在勤または在学する者が利用する場合</td> <td>利用日の3か月前の月の初日から利用日の<u>当日</u>まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>その他の者が利用する場合</td> <td>利用日の2か</td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用の申請期間	1	練馬区（以下「区」という。）が行政目的のために利用する場合	[略]	2	[略]	[略]	3	区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在勤または在学する者が利用する場合	利用日の3か月前の月の初日から利用日の <u>当日</u> まで	4	その他の者が利用する場合	利用日の2か
	区分	利用の申請期間																													
1	区が行政目的のために利用する場合	[略]																													
2	[略]	[略]																													
3	練馬区内に在住、在勤または在学する者が利用する場合	利用日の3か月前の月の初日から利用日の7日前まで																													
4	その他の者が利用する場合	利用日の2か																													
	区分	利用の申請期間																													
1	練馬区（以下「区」という。）が行政目的のために利用する場合	[略]																													
2	[略]	[略]																													
3	区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在勤または在学する者が利用する場合	利用日の3か月前の月の初日から利用日の <u>当日</u> まで																													
4	その他の者が利用する場合	利用日の2か																													

合	月前の月の初 日から利用日 の <u>7日前</u> まで	合	月前の月の初 日から利用日 の <u>当日</u> まで
<p>備考</p> <p>1 第3号および第4号の利用について、利用日が、3月23日から4月9日まで、4月27日から5月7日まで、7月18日から9月2日までおよび12月22日から翌年の1月9日までの利用に係る申請期間は、委員会が別に定める。</p> <p>2 <u>利用の申請期間の開始日および終了日が、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日および12月29日から同月31日までに当たる場合は、当該日の直後の休日等でない日とする。</u></p> <p>第1号様式 <u>別紙のとおり</u></p>		<p>備考</p> <p>第3号および第4号の利用について、利用日が、3月23日から4月9日まで、4月27日から5月7日まで、7月18日から9月2日までおよび12月22日から翌年の1月9日までの利用に係る申請期間は、委員会が別に定める。</p> <p>[削る]</p> <p>第1号様式 <u>別紙のとおり</u></p>	

ふりがな( ) 様 団体名: (代表者の方にご利用前に確認の電話を入れさせていただく場合があります。)

代表者 氏名



利用施設: 梶井沢・下田・岩井・武石本館・武石新館(○で囲む)  
 利用日: 年 月 日 ( ) から 泊

No.	お名前	年齢(学年)	ご住所	電話番号	お食事	幼児布団	障害者手帳	区外居住者の方で区内に在学または在勤の方は学校名または勤務先名と所在地・電話番号をご記入願います。
代表				自宅 携帯				
2				自宅 携帯				
3				自宅 携帯				
4				自宅 携帯				
5				自宅 携帯				
6				自宅 携帯				
7				自宅 携帯				
8				自宅 携帯				

記入欄が足りない場合は裏面にご記入願います

- 予約時にお伝えする予約番号を右上にご記入ください。
- 65歳以上のお客様は、割引制度がございます。(年齢が確認できるものを旅行サービスコーナーまたは現地フロントにご提示ください。区外の方は対象外です)
- お食事の種類、「大人」「子供」をご記入ください(子供用メニューは小学校中学年程度の量です)。夕・朝食はバイキングになります。その際は、バイキング料金として3歳から中学生までの方は子供用の夕食800円・朝食500円、高校生以上の方は大人用の夕食2,400円・朝食600円がかかります。
- 幼児で布団が必要な方は「○」をご記入ください。(基本料金が必要になります)
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客様は、本人と介護(必要に応じて2名まで)の割引制度がございます。(区外の方は対象外です)本人は「○」、介護者は「△」をご記入ください。(ご利用の際は、手帳を旅行サービスコーナーまたは現地フロントにご提示ください)

【利用部屋数】 定員2人部屋 室 定員3人部屋 室 定員4人部屋 室 定員8人部屋 室 定員12人部屋 室

【付帯設備】 ご予約済みの運動施設等をご記入ください。

初日	体育館・グラウンド・テニスコート( )	:	~	:	区内大人	名	小中	名	幼児	名	大人	食	子供	食	幼児	食	朝食のみ	食	
2日目	体育館・グラウンド・テニスコート( )	:	~	:	区外大人	名	小中	名	幼児	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
3日目	体育館・グラウンド・テニスコート( )	:	~	:	業務使用欄														
4日目	体育館・グラウンド・テニスコート( )	:	~	:															
	体育館・グラウンド・テニスコート( )	:	~	:															

No.	お名前	年齢 (学年)	ご住所	電話番号	お食事	幼児 布団	障害者 手帳	区外居住者の方で区内に在学または在勤の方は学校名 または勤務先名と所在地・電話番号をご記入願いま す。
9				自宅 携帯				
10				自宅 携帯				
11				自宅 携帯				
12				自宅 携帯				
13				自宅 携帯				
14				自宅 携帯				
15				自宅 携帯				
16				自宅 携帯				
17				自宅 携帯				
18				自宅 携帯				
19				自宅 携帯				
20				自宅 携帯				
21				自宅 携帯				
22				自宅 携帯				
23				自宅 携帯				
24				自宅 携帯				
25				自宅 携帯				
26				自宅 携帯				
27				自宅 携帯				



練馬区立少年自然の家利用申込書(利用兼宿泊者名簿)

予約番号: \_\_\_\_\_

(予約完了メールまたは予約確認書に記載してある番号)

利用施設:  鷺井沢・岩井・武石本館・武石新館 (○で囲む)

利用日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日( )から\_\_\_\_泊

ふりがな  
代表者  
氏名

様 団体名: \_\_\_\_\_

(代表者の方にご利用前に確認の電話を入れさせていただきます。)

No.	お名前	年齢 (学年)	ご住所	電話番号	お食事 ※1	幼児布団 ※2	障害者 手帳※3	区外居住者の方で区内に在学または在勤の方は学校名 または勤務先名と所在地・電話番号をご記入願います。
代表者				自宅 携帯				
2				自宅 携帯				
3				自宅 携帯				
4				自宅 携帯				
5				自宅 携帯				
6				自宅 携帯				
7				自宅 携帯				
8				自宅 携帯				

※1 お食事の種類、「大人」「子ども」をご記入ください。(こども用は小学校中学年程度の量です。)

※2 幼児で布団が必要な場合は「○」をご記入ください。(基本料金が必要になります。)

※3 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのご本人は「○」、介助者の方は「△」をご記入ください。(区内の方は割引の対象となります。)

【注意事項】

- 区内在住・在勤の65歳以上の方は、割引制度がございます。適用を受けられる方は、公的機関発行の年齢を確認できるものをチェックイン時にフロントへご提示ください。
- 区内在住・在学・在勤の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方およびその介助者の方(2名まで)は、割引制度がございます。適用を受けられる方は、当該手帳をご持参いただき、チェックイン時にフロントへご提示ください。

【利用部屋数】 定員3部屋 室 定員4部屋 室 定員8部屋 室

【付帯設備】 ご予約済みの運動施設等をご記入ください。

初日	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:
2日目	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:
3日目	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:
4日目	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:
	体育館・グラウンド・テニスコート(面)・研修室	:	~	:

区内		大人	名	小中	名	幼児	名	大人	名	食
業務	区内	大人	名	小中	名	幼児	名	子ども	名	食
使用	区外	大人	名	小中	名	幼児	名	子ども	名	食
欄										幼児朝食のみ
										食

予約番号：

(予約完了メールまたは予約確認書に記載してある番号)

No.	お名前	年齢 (学年)	性別	住所	電話番号	お食事 ※1	幼児布団 ※2	障害者 手帳※3	区外居住者の方で区内に在学または在勤の方は学校名 または勤務先名と所在地・電話番号をご記入願います。
9					自宅 携帯				
10					自宅 携帯				
11					自宅 携帯				
12					自宅 携帯				
13					自宅 携帯				
14					自宅 携帯				
15					自宅 携帯				
16					自宅 携帯				
17					自宅 携帯				
18					自宅 携帯				
19					自宅 携帯				
20					自宅 携帯				
21					自宅 携帯				
22					自宅 携帯				
23					自宅 携帯				
24					自宅 携帯				
25					自宅 携帯				
26					自宅 携帯				
27					自宅 携帯				

議案第16号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「1時間未満」を「5分未満」に改める。

第14条の5の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「委員会」に、「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項または第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）および再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用職員にあつては別表第1に、再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第32条の2の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、後段を削る。

別表第2備考中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法

律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。) 附則第4条第1項もしくは第2項または第5条第1項もしくは第3項により採用された職員をいう。) は、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。) 第12条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。練馬区職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年10月練馬区条例第31号) 付則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。) をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第14条の5第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。練馬区職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年10月練馬区条例第31号) 付則第5条第6項の規定による任期の更新(以下「任期の更新」という。) をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

令和5年3月23日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則について

- 1 改正の理由  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規則に所要の改正を行う。
- 2 改正の内容  
新設される再任用短時間勤務職員を規則中に位置づけ、関係する条項に所要の改正を行う。
- 3 施行期日  
令和5年4月1日
- 4 新旧対照表  
別紙のとおり





練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(年次有給休暇の単位)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日(条例第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等および<u>再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>すべて</u>について、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。</p> <p>3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等および<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等および<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。</p> <p>(<u>再任用職員等</u>に関する年次有給休暇の特例)</p> <p>第14条の5 条例第15条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当する日</p>	<p>(年次有給休暇の単位)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務日(条例第6条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等および<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>全て</u>について、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。</p> <p>3 1時間を単位として与えられた年次有給休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等および<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、前項ただし書に規定する時間数を単位として与えられた年次有給休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等および<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に関する年次有給休暇の特例)</p> <p>第14条の5 条例第15条第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の年次有給休暇の日数は、別表第2の2に定める日数のうち4月に職員となった場合に相当</p>

数とする。

2 退職後引き続き（退職後教育委員会が定める相当の期間（以下「相当の期間」という。）を経過していない場合を含む。以下同じ。）採用された再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項または第28条の6第1項の規定により再任用職員となった職員をいう。以下同じ。）および再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員等」という。）の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。練馬区職員の再任用に関する条例（平成13年3月練馬区条例第7号）第3条の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする。

3 相当の期間を経過した後、再任用職員等となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。

4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、再任用職員にあっては別表第1に、再任用短時間勤務職員にあっては別表第2の2に定める日数とする。

5 [略]

6 前各項に定めるもののほか、再任用職員等の年次有給休暇に関し必要な事項は、委員会が定める。

（再任用職員等に関する特別休暇等の特例）

第32条の2 再任用職員等が、第16条、第17条の2から第20条まで、第23条から第28条までおよび第29条の2から第30条の

する日数とする。

2 退職後引き続き（退職後委員会が定める相当の期間（以下「相当の期間」という。）を経過していない場合を含む。以下同じ。）採用された定年前再任用短時間勤務職員の当該採用された年度における年次有給休暇については、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。

3 相当の期間を経過した後、定年前再任用短時間勤務職員となった職員の年次有給休暇については、新たに職員となった者として取り扱う。

4 相当の期間を経過した後、年度の中途において採用された職員のその年度の年次有給休暇の日数は、定年前再任用短時間勤務職員にあっては別表第2の2に定める日数とする。

5 [略]

6 前各項に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇に関し必要な事項は、委員会が定める。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する特別休暇等の特例）

第32条の2 定年前再任用短時間勤務職員が、第16条、第17条の2から第20条まで、第23条から第28条までおよび第29条

2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

付 則 [略]

の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用常時勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第4条第1項もしくは第2項または第5条第1項もしくは第3項により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第12条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。練馬区職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年10月練馬区条例第31号）付則第5条第6項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第14条の5第4項中「別表第2の2」とあるのは「別表第1」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第14条の5第2項中「取り扱う」とあるのは「取り扱う。練馬区職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年10月練馬区条例第31号）付則第5条第6項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときも、同様とする」と、改正後の規則第32条の2中「ものとする」とあるのは「ものとする。任期の更新をしたときも、同様とする」とする。

別表第2（第13条、第14条、第14条の5関係）

[略]

備考 再任用職員等にこの表を準用する場合には、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。

別表第2（第13条、第14条、第14条の5関係）

[略]

備考 定年前再任用短時間勤務職員にこの表を準用する場合には、暦年の項中「25日」とあるのは、「その者が4月に採用された場合に付与される日数とその者が1月に採用された場合に付与される日数を合算した日数」と読み替えるものとする。

幼稚園教職員関係規則改正 補足資料

1 改正する規則

- (1) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第17号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第18号 練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

2 改正内容

- (1) 議案第16号～第20号、第23号
  - 定年延長に伴い、60歳から定年退職までの間について短時間勤務の職として任用できる「定年前再任用短時間勤務職員」が新設されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 議案第21号
  - (1) の内容に加え、以下の改正を行う。
    - ア 期末手当の支給回数を年3回から2回に改め、3月期を廃止して6月期と12月期のみとする。
    - イ 期末手当の支給額を減額する場合の欠勤等日数の除算事由に、「自己啓発休業」「修学部分休業」「高齢者部分休業」を加える。
- (3) 議案第22号
  - (1) の内容に加え、以下の改正を行う。
    - ア 勤勉手当の6月期と12月期の支給割合を均等とするよう調整する。
    - イ 勤勉手当の支給額を減額する場合の欠勤等日数の除算事由に、「自己啓発休業」「修学部分休業」「高齢者部分休業」を加える。

議案第17号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第2号）の一部をつぎのように改正する。

第3条中「第7条の3」を「第7条第7項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。





# 参考資料

令和5年3月23日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

- 1 改正の理由  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規則に所要の改正を行う。
- 2 改正の内容  
新設される再任用短時間勤務職員を規則中に位置づけ、関係する条項に所要の改正を行う。
- 3 施行期日  
令和5年4月1日
- 4 新旧対照表  
別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</p> <p>第3条 条例第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等および<u>条例第7条の3</u>の規定による再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p>	<p>(短時間勤務職員の給料月額の端数計算)</p> <p>第3条 条例第7条の2の規定による育児短時間勤務職員等および<u>条例第7条第7項</u>の規定による定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

議案第18号

練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則  
について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第14号）の一部をつぎのように改正する。

第3条中「第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された」に改める。

### 付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。





# 参考資料

令和5年3月23日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規則に所要の改正を行う。

2 改正の内容

新設される再任用短時間勤務職員を規則中に位置づけ、関係する条項に所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)および地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)および地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員について、条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則第3条の規定を適用する。</p>

議案第19号

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第5号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第1項に後段としてつぎのように加える。

この場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第2条第2項中「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則につぎの見出しおよび2項を加える。

（経過措置）

- 2 当分の間、条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第2項」とする。

別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を削る。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項もしくは第2項または第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表に定める額とする。
- 3 令和3年改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項および別表の規定を適用する。

# 参考資料

令和5年3月23日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
について

- 1 改正の理由  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規則に所要の改正を行う。
- 2 改正の内容  
新設される再任用短時間勤務職員を規則中に位置づけ、関係する条項に所要の改正を行う。
- 3 施行期日  
令和5年4月1日
- 4 新旧対照表  
別紙のとおり





練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(範囲および額)</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲および額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時</p>	<p>(範囲および額)</p> <p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲および額は、別表に定めるとおりとする。<u>この場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の管理職手当の額は、同表に定める管理職手当の額に、<u>練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。)</u>第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の管理職手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、<u>勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>[削る]</p>

間勤務の職を占める職員の管理職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による管理職手当の額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

[新設]

[新設]

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額は、別表に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第2項」とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項もしくは第2項または第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員の管理職手当の額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25

年法律第261号) 第22条の4 第1項または第22条の5 第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表に定める額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項および別表の規定を適用する。

別表(第2条関係)

支給範囲	支給額	
	再任用職員以外の職員	再任用職員
[略]		

備考 再任用職員とは、法第28条の4 第1項、第28条の5 第1項または第28条の6 第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。

別表(第2条関係)

支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
[略]		

[削る]

議案第20号

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第7号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第1項各号をつぎのように改める。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 つぎに掲げる職員の区分に応じ、それぞれつぎに定める額

ア 園長 10,000円

イ 副園長 8,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 つぎに掲げる職員の区分に応じ、それぞれつぎに定める額

ア 園長 9,000円

イ 副園長 7,000円

第3条第1項各号をつぎのように改める。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 つぎに掲げる職員の区分に応じ、それぞれつぎに定める額

ア 園長 5,000円

イ 副園長 4,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 つぎに掲げる職員の区分に応じ、それぞれつぎに定める額

ア 園長 4,500円

イ 副園長 3,500円

付則を付則第1項とし、付則につぎの1項を加える。

2 当分の間、条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号および第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを

切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。) とする。

#### 付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第3項、第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項および第3条第1項の規定を適用する。



## 参考資料

令和5年3月23日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を  
改正する規則について

- 1 改正の理由  
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規則に所要の改正を行う。
- 2 改正の内容  
新設される再任用短時間勤務職員を規則中に位置づけ、関係する条項に所要の改正を行う。
- 3 施行期日  
令和5年4月1日
- 4 新旧対照表  
別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める額は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>園長 10,000円</u></p> <p>(2) <u>副園長 8,000円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の規則で定める額は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>園長 5,000円</u></p> <p>(2) <u>副園長 4,000円</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第23条第3項第1号の練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める額は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 つぎに掲げる職員の区分に応じ、それぞれつぎに定める額</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>園長 10,000円</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>副園長 8,000円</u></p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員 つぎに掲げる職員の区分に応じ、それぞれつぎに定める額</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>園長 9,000円</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>副園長 7,000円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 条例第23条第3項第2号の規則で定める額は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 つぎに掲げる職員の区分に応じ、それぞれつぎに定める額</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>園長 5,000円</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>副園長 4,000円</u></p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員 つぎに掲げる職員の区分に応じ、それぞれつぎに定める額</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>園長 4,500円</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>副園長 3,500円</u></p> <p>2 [略]</p>

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

[新設]

付 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 当分の間、条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号および第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

付 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第3項、第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項および第3条第1項の規定を適用する。

議案第 2 1 号

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第8号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日または6月1日である場合にあっては基準日以前3か月間、基準日が12月1日である場合にあっては」および「これらの期間を」を削る。

第3条中第7号を第8号とし、第6号のつぎにつぎの1号を加える。

(7) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）として在職した期間

第5条第1項中「第8号」を「第9号」に改め、「2分の1日」のつぎに「とし、第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の1日」を加え、同項中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第9号とし、同号のつぎにつぎの2号を加える。

(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第5条第1項第7号のつぎにつぎの1号を加える。

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第5条第4項中「第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された」に改め、同条第5項中「受けた時間」のつぎに「、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加える。

第14条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第1をつぎのように改める。

別表第1（第4条関係）

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合または在職期間中に欠勤等の期間および部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、0とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置）
- 2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6か月」とあるのは、「3か月」とする。
- 3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。



(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の規則第5条第4項の規定を適用する。



## 参考資料

令和5年3月23日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則  
について

- 1 改正の理由  
定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、規則に所要の改正を行う。
- 2 改正の内容
  - (1) 新設される再任用短時間勤務職員を規則中に位置づけ、関係する条項に所要の改正を行う。
  - (2) 期末手当の支給を年3回から2回とし、3月期を廃止し6月期と12月期のみとする。
  - (3) 期末手当の支給割合を算出する欠勤等日数の換算事由に、「自己啓発休業」「修学部分休業」「高齢者部分休業」を加える。
- 3 施行期日  
令和5年4月1日
- 4 新旧対照表  
別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、つぎに掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、<u>基準日が3月1日または6月1日である場合にあっては基準日以前3か月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6か月間</u>（以下<u>これらの期間を「支給期間」という。</u>）において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間）</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、つぎに掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(7) [略]</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中</p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める職員（条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、つぎに掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、<u>基準日以前6か月間</u>（以下「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間）</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、つぎに掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）として在職した期間</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中</p>

のつぎに掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第5条および第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号までおよび第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号までおよび第6号から第8号までに掲げる期間にあっては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)～(7) [略]

[新設]

(8) [略]

[新設]

[新設]

(9)・(10)

2・3 [略]

のつぎに掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第5条および第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号までおよび第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、第10号および第11号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1)～(7) [略]

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

(9) [略]

(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

(12)・(13)

2・3 [略]

4 法第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間または育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。

（支給日）

第14条 期末手当の支給日は、つぎに定めるところによる。ただし、その日が日曜日または土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日または土曜日でない日とする。

(1) 3月に支給する期末手当にあつては、3月15日

(2)・(3) [略]

2 [略]

付 則 [略]

4 法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間または育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。

（支給日）

第14条 期末手当の支給日は、つぎに定めるところによる。ただし、その日が日曜日または土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日または土曜日でない日とする。

[削る]

(1)・(2) [略]

2 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6か月」とあるのは、「3か月」とする。

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の規則第5条第4項の規定を適用する。

別表第1（第4条関係）

欠勤等日数		割合
<u>基準日が3月1日または6月1日</u>	<u>基準日が12月1日である場</u>	

別表第1（第4条関係）

欠勤等日数	割合
<u>23日未満</u>	<u>100分の100</u>
<u>23日以上33日未満</u>	<u>100分の90</u>



日である場合	合	
<u>12日未満</u>	23日未満	100分の100
<u>12日以上17日未満</u>	23日以上33日未満	100分の90
<u>17日以上22日未満</u>	33日以上43日未満	100分の80
<u>22日以上27日未満</u>	43日以上53日未満	100分の70
<u>27日以上32日未満</u>	53日以上63日未満	100分の60
<u>32日以上42日未満</u>	63日以上83日未満	100分の50
<u>42日以上52日未満</u>	83日以上103日未満	100分の30
<u>52日以上</u>	103日以上	100分の10

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合または在職期間中に欠勤等の期間および部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる場合における割合は、0とする。

<u>33日以上43日未満</u>	<u>100分の80</u>
<u>43日以上53日未満</u>	<u>100分の70</u>
<u>53日以上63日未満</u>	<u>100分の60</u>
<u>63日以上83日未満</u>	<u>100分の50</u>
<u>83日以上103日未満</u>	<u>100分の30</u>
<u>103日以上</u>	<u>100分の10</u>

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合または在職期間中に欠勤等の期間および部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる場合における割合は、0とする。

議案第 2 2 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第9号）の一部をつぎのように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号のつぎにつぎの1号を加える。

(8) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員（以下「自己啓発等休業中の職員」という。）として在職した期間

第4条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改める。

第5条第1項中「第12号」を「第10号および第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号」に改め、「（1日）のつぎに「（第10号および第11号に掲げる期間にあつては3分の2日）」を加え、同項中第15号を第18号とし、第9号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号のつぎにつぎの2号を加える。

(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

第5条第1項第7号のつぎにつぎの1号を加える。

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

第5条第4項中「法第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「について」のつぎに「、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間」を加え、同条第6項およ

び第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第3項、第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定を適用する。

3 令和3年改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項および第7項ならびに第6条第2項の規定を適用する。

# 参考資料

令和5年3月23日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
について

## 1 改正の理由

定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、規則に所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

(1) 新設される再任用短時間勤務職員を規則中に位置づけ、関係する条項に所要の改正を行う。

(2) 手当を以下のとおり改正する。

現行

	勤勉手当		
	6月期	12月期	年間
一般職員	1.025月 (0.500月)	1.125月 (0.550月)	2.15月 (1.05月)
管理職員	1.225月 (0.600月)	1.325月 (0.650月)	2.55月 (1.25月)

改正後

	勤勉手当		
	6月期	12月期	年間
一般職員	<u>1.075月</u> (0.525月)	<u>1.075月</u> (0.525月)	2.15月 (1.05月)
管理職員	<u>1.275月</u> (0.625月)	<u>1.275月</u> (0.625月)	2.55月 (1.25月)

※ ( ) 内は再任用職員の支給月数。

(3) 勤勉手当の支給割合を算出する欠勤等日数の換算事由に、「自己啓発休業」「修学部分休業」「高齢者部分休業」を加える。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

## 4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、つぎに掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員</u> (以下「<u>再任用職員</u>」という。)以外の職員 <u>100分の112.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の132.5</u>)</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> <u>100分の55</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の65</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項および第3項の欠勤等</p>	<p>(基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間)</p> <p>第3条 前条第1項第7号の勤務した期間は、つぎに掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業中の職員」という。)</u>として在職した期間</p> <p>(9) [略]</p> <p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員</u> (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)以外の職員 <u>100分の107.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の127.5</u>)</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> <u>100分の52.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の62.5</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項および第3項の欠勤等</p>



日数は、勤務期間中のつぎに掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。

(1)～(7) [略]

[新設]

(8) [略]

[新設]

[新設]

(9)～(15) [略]

2・3 [略]

4 法第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められ

日数は、勤務期間中のつぎに掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第10号および第11号に掲げる期間にあつては3分の2日とし、第15号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日（第10号および第11号に掲げる期間にあつては3分の2日）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。

(1)～(7) [略]

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

(9) [略]

(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（その他の規程によるこれに相当する休業を含む。以下同じ。）をしている職員として在職した期間

(12)～(18) [略]

2・3 [略]

4 定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間中の欠勤等の期間に対する第1項の規定の適用については、同項中「勤務しない時間」とあるのは、「勤務しない時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

たその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た時間」とする。

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間または講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇もしくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間または育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。

6 第1項および前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認さ

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間または講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇もしくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間または育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、委員会が別に定めるところにより、日または時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数または勤務しない時間に加算する。

6 第1項および前2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認さ

れた場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とする。）を合計した日および時間が30日を超えない場合は、適用しない。

- 7 第5項の規定は、介護時間または部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間または部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とする。）を合計した日および時間が30日を超えない

れた場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とする。）を合計した日および時間が30日を超えない場合は、適用しない。

- 7 第5項の規定は、介護時間または部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間または部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日および1日未満の端数の時間とする。）を合計した日および時間が

い場合は、適用しない。

(減額率)

第6条 [略]

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを委員会が別に定めるところにより日に換算する。

3 [略]

付 則 [略]

30日を超えない場合は、適用しない。

(減額率)

第6条 [略]

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、日（育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日とする。）を単位として計算する。この場合において、1日の正規の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを委員会が別に定めるところにより日に換算する。

3 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第3項、第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、令和3年改正法に

よる改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定を適用する。

3 令和3年改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項および第7項ならびに第6条第2項の規定を適用する。

議案第 23 号

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。



## 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第11号）の一部をつぎのように改正する。

第2条第1項中「（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）に対応する別表に掲げる額」を「に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」に改め、同条第2項中「練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項を削る。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則につぎの見出しおよび2項を加える。

（経過措置）

- 2 当分の間、条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の教員特別手当の月額、その者の属する職務の級およびその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）とする。
- 3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第2項」とする。



別表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項もしくは第2項または第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員の教員特別手当の月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項および別表の規定を適用する。

# 参考資料

令和5年3月23日  
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
について

1 改正の理由

定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、規則に所要の改正を行う。

2 改正の内容

新設される再任用短時間勤務職員を規則中に位置づけ、関係する条項に所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級およびその者の受ける号給（その者が、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。）</u>に対応する別表に掲げる額とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による教員特別手当の月額に、<u>練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とする。</p> <p>3 <u>法第28条の5第1項または第28条の6</u></p>	<p>(教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級およびその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、<u>練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による教員特別手当の月額に、<u>勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</u>とする。</p> <p>[削る]</p>

第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員の教員特別手当の月額、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

[新設]

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、条例付則第7条第1項の規定の適用を受ける職員の教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級およびその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、10円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）とする。

3 当分の間、前項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「付則第2項」とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項もしくは第2項または第5条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員の教員特別手当の月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭

和25年法律第261号)第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表の定年前再任用短時間勤務職員  
の項に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第2条第1項および別表の規定を適用する。

別表 別紙のとおり

別表 別紙のとおり

## 令和5年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

## 1 令和4年度教育関係予算 補正予算質疑（令和4年度補正予算（補正第4号））

(1) 日付 令和5年2月13日（月）

(2) 場所 全員協議会室

(3) 質問要旨

送迎バス等安全 対策支援事業	<b>1 送迎バス等安全対策支援事業について</b> (1) 区の取組や補正予算の考え方について (2) 具体的な事業スキームについて (3) 送迎バス以外の安全対策支援について (4) 対象施設について (5) 保育園の人的加配や処遇改善について (6) 幼稚園職員の人材確保支援について (7) 既存の安全装置設置数について (8) 安全装置における国のガイドラインについて (9) 園・保護者に対する周知方法について (10) 送迎バスにかかわる事故について (11) 送迎バスの運転手や人員配置について (12) 安全対策のマニュアル・確認方法について (13) バス置き去り事故後の国からの通知について (14) 送迎バスの仕様について (15) 園児自身が行える安全対策について (16) 保育園の散歩における安全対策について
-------------------	---

2 令和5年度教育関係予算

(1) 教育費

ア 日付 令和5年2月27日(月)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

<p>学校における働き方改革</p>	<p><b>1 働き方改革および教員不足への対応について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 学校における代替教員の確保について</li><li>(2) 代替教員確保のための取組について</li><li>(3) 教員不足の解消について</li><li>(4) サポート人材の配置による効果について</li><li>(5) 教員の時間外勤務手当について</li><li>(6) 区の働き方改革の取組について</li><li>(7) 教員の休憩時間取得の実態について</li><li>(8) 時間外勤務の申請について</li><li>(9) 教員定数の区の考え方について</li><li>(10) 区独自の教員採用について</li><li>(11) ヤングケアラーの支援における学校の役割について</li></ul>
<p>学校給食</p>	<p><b>2 学校給食について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 学校給食食材購入費補助予算額の積算根拠について</li><li>(2) 給食運営経費全体に占める給食費の割合について</li><li>(3) 給食費の毎月の引き落とし額について</li><li>(4) 都が令和5年度から開始する「18歳以下の子ども1人あたり毎月5千円の支給」とその用途について</li><li>(5) 第3子以降の給食費を無償化した場合の対象者数とその必要経費について</li><li>(6) 対象者を第2子まで広げた場合の対象者数とその必要経費について</li><li>(7) 給食費の無償化に対する区の考えについて</li><li>(8) 児童が、プラスチックストロー使用見直しを求め署名活動を行ったことによる学校給食におけるプラスチックストローの扱いについて</li><li>(9) 児童にとって、署名活動が今後の学習活動に繋がるような区の支援について</li><li>(10) 米粉等の米由来食材の使用状況について</li><li>(11) 都補助金の活用を踏まえた米粉の使用推奨について</li><li>(12) 第2子以降の給食費無償化について</li><li>(13) 地場産農産物活用を推進させるための検討組織について</li><li>(14) 校内における野菜栽培について</li><li>(15) 多子世帯への負担軽減のあり方について</li><li>(16) 他自治体の動向について</li><li>(17) 完全無償化に対する区の考え方について</li><li>(18) 就学援助費の基準額の変更について</li></ul>
<p>ICT環境の整備の推進</p>	<p><b>3 保護者と学校間の情報伝達サービスについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) サービスの選定方法や導入スケジュールについて</li><li>(2) 導入に伴う保護者や教員にとってのメリットについて</li><li>(3) 教員の負担軽減を考慮したサービスの選定・運用について</li></ul>



学校施設・設備

**4 デジタル教科書について**

- (1) 導入にあたる国の基本的な考え方について
- (2) デジタル教科書のメリットについて
- (3) 教科書採択のスケジュールについて
- (4) 導入教科や導入する学年の決め方について
- (5) 導入に係る経費の負担のあり方について
- (6) デジタル教材と学習支援ソフトとの違いについて
- (7) 自治体間や学校間の教育環境の格差について
- (8) これまでの授業で使用する参考図書やデジタル教材の配備について
- (9) 指導者用の教材のデジタル化推進について
- (10) 通信環境の強化や通信方法の見直しについて
- (11) 実体験を伴う学びの保障について

**5 教育ICTの取組について**

- (1) 学校ICT支援員による支援内容および配置状況について
- (2) ヘルプデスクの運営状況、問合せ件数、および問合せ内容について
- (3) 教員の活用能力向上を図るための取組について
- (4) 児童生徒のタブレット活用状況や課題について
- (5) タイピング技術の効果的な習得について
- (6) 児童が使用するタブレットの破損・故障への対応について

**6 北町小学校の普通教室化について**

- (1) 当該小学校の学級数の推移とその要因について
- (2) 地域住民が会議等で当該小学校を利用する際の考え方について
- (3) 学級増が予想される各学校の教育環境確保について
- (4) 学校施設管理実施計画を踏まえた改築検討候補校の選定について

**7 校舎の改築等について**

- (1) 過大規模校の状況について
- (2) 35人学級に向けた普通教室の確保について
- (3) 体育館の空調機の配備計画について
- (4) 体育館が2階以上にある学校における児童生徒数推移に基づくシミュレーションについて
- (5) 改築や長寿命化を目的とした財源確保について
- (6) 工事に着手するまでのフローについて
- (7) 改築に係る事業者の選定方法について

教育内容等

**8 中学校一年生イングリッシュキャンプについて**

- (1) 事業の目的と今年度から開始した意義について
- (2) 参加人数と各校の平均参加者数について
- (3) 同行した外国人指導者の人数について
- (4) 参加生徒に授与された修了証書について
- (5) 参加した生徒・保護者の反応や今後の課題について

その他

## 9 スクールソーシャルワーク事業について

- (1) 相談対応数と相談件数の各実績について
- (2) スクールソーシャルワーカーの支援内容について
- (3) 相談件数増加を受けた区の支援の取組について
- (4) スクールソーシャルワーカーの人材確保について
- (5) 働きやすい職場環境の整備について

## 10 不登校支援について

- (1) 児童生徒に対する早期の学習支援・環境整備について
- (2) 心のふれあい相談員の活用状況について
- (3) 都の新年度予算を活用した新たな取組や支援のあり方の検討について
- (4) 特別支援教室と適応指導教室の併用について
- (5) 特別支援教室の申請に至るまでの期間および利用により期待される効果について

## 11 不登校実態調査について

- (1) 適応指導教室の利用状況および需給バランスについて
- (2) 生活満足度を向上させるための校内・校外の支援について
- (3) スクールソーシャルワーカーの役割について
- (4) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーおよび心のふれあい相談員、それぞれの役割分担・配置状況・運用について
- (5) 保護者が一目で分かるような支援員一覧を配布・周知することについて

## 12 これからの図書館について

- (1) 図書館構想の実現に向けた取組について
- (2) 美術館・貫井図書館の基本設計における魅力ある図書館の実現について
- (3) 各図書館の魅力を伝えるための情報発信について
- (4) 「本の福袋」の周知および新たな取組について
- (5) 情報を探しやすい図書館ホームページの構築について
- (6) 図書館ホームページの機能充実について

## 13 地域未来塾について

- (1) 予算額および積算根拠について
- (2) 利用規模、実施実績および本事業の評価指標について
- (3) 昨年度実施したアンケートに書かれていた児童生徒からの声について

## 14 性暴力防止について

- (1) 性暴力防止に向けた区の取組について
- (2) 非正規職員（サポート人材等）の前歴等の情報共有について
- (3) 被害者が二次被害に遭わないための区の取組について
- (4) 児童生徒間の性暴力予防・対応に係るマニュアルについて
- (5) 男女平等教育の推進について

## 15 小竹小学校の今後の対応について

- (1) 児童数・学級数に係る将来推計の検討の進め方について
- (2) 統廃合に伴う児童の受け入れについて
- (3) 新たな小中一貫教育校に入学生徒を増やすための魅力ある取組について
- (4) 統廃合に係る工事および長寿命化の取組について

**16 学用品の保護者の負担軽減について**

- (1) 実施した実態調査の内容について
- (2) 負担のあり方についての検討の進め方について

**17 校内の防犯カメラについて**

- (1) 防犯カメラの設置における区の考え方について

**18 教職員福利厚生費について**

- (1) 教員の配置任命権について
- (2) 区内の都費職員の人数について

(2) こども家庭費

ア 日付 令和5年2月28日(火)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

<p>児童虐待対応</p>	<p><b>1 (仮称) 東京都練馬児童相談所の設置について</b> (1) 組織体制と業務について (2) 里親への支援について (3) 都区合同の虐待通告の振り分け会議について (4) 都の児童相談所から区の子ども家庭支援センターへの送致件数の推移について</p> <p><b>2 要保護児童対策地域協議会について</b> (1) 区内の児童虐待事例の状況について (2) 宗教的虐待について (3) 構成機関と特徴的な取組について (4) 関係機関との連携強化について</p> <p><b>3 子ども家庭支援センターについて</b> (1) 専門職員が対応する案件と増員による効果について (2) ショートステイ事業の利用状況について (3) ヤングケアラーへの支援について</p>
<p>子育て支援</p>	<p><b>4 子育てスタート応援券について</b> (1) 利用状況の把握について (2) 対象事業の拡充について (3) 応援券1枚当たりで活用できるサービスについて (4) 事業の目的とこれまでの区取組について</p> <p><b>5 ファミリーサポート事業について</b> (1) 援助会員への報酬について (2) 利用料金の徴収について</p> <p><b>6 練馬こどもカフェについて</b> (1) 効果について (2) 講師である保育士や幼稚園教諭からの反応について (3) 従来型と自主運営型の違いについて (4) 周知、拡充について</p> <p><b>7 (仮称) ねりま子育て支援アプリについて</b> (1) アプリの特徴について (2) プッシュ型通知について</p> <p><b>8 各種手当等について</b> (1) 高校生等医療費助成事業の目的および事業実施に向けた進捗状況について (2) 第3子誕生祝金事業の概要および支給額について (3) 子育て家庭への区独自給付金事業の実施検討について</p>

**9 保育所整備について**

- (1) 令和5年4月の待機児童数の見込みについて
- (2) 子ども・子育て支援事業計画中間見直しにおける保育需要の算定について
- (3) これまでの区の保育所整備の取組について

**10 利用調整について**

- (1) オンライン申請の導入時期および今後の日程について
- (2) きょうだいに関する保育指数について

**11 保育士について**

- (1) コロナ禍における保育現場の負担について
- (2) 処遇改善について
- (3) 高齢者によるサポートについて
- (4) 職員配置基準について
- (5) 保育士の給与と弾力運用について
- (6) 研修等人材育成について

**12 紙おむつの定額利用サービスについて**

- (1) 職員および利用者からの反応について
- (2) コットカバー等の取扱いについて

**13 事故防止について**

- (1) 重大事故の件数について
- (2) 園内カメラの設置について

**14 障害児保育について**

- (1) 障害児の受入状況について
- (2) 発達障害児の受入に係る保育現場への支援について
- (3) 療育の視点について

**15 保育のICT化について**

- (1) ICT化の意義および効果について
- (2) 区立保育所における導入状況について
- (3) 研修等の支援体制について

**16 保育サービスの充実**

- (1) 私立認可保育所における一時預かりについて
- (2) 家庭的保育事業の定年引上げについて
- (3) 家庭的保育事業の代替保育について
- (4) 家庭的保育事業の延長保育料について

**17 学童クラブについて**

- (1) 長期休業中の弁当宅配および市販弁当持参の可否について
- (2) 学童クラブ・ねりっこクラブの目的について
- (3) ねりっこクラブ間や学校・区との情報共有および意見交換について
- (4) ねりっこクラブ運営事業者への支援について
- (5) 区のコーディネーター職員について

その他

**18 児童館について**

- (1) 中高生居場所づくり事業の内容および来館実績等について
- (2) 中高生カフェの目的について
- (3) 令和5年度の取組について
- (4) 出前中高生カフェの事業内容と拡充について
- (5) 児童館における人材育成と事業展開について
- (6) 小学生の利用実績について
- (7) 中高生意見の反映方策について
- (8) 中高生への児童館利用の周知について
- (9) 地区区民館における中高生対象事業の実施について

**19 青少年育成について**

- (1) 青少年館における講座の企画提案について
- (2) 青少年の区政参画について
- (3) 青少年育成地区委員会が実施する事業について
- (4) 練馬子ども議会について
- (5) 成人の日のつどいについて

**20 国および都の施策について**

- (1) 都「多様な他者とのかかわりの機会の創出事業」について
- (2) 国におけるこども家庭庁の創設について

**21 少子化対策について**

- (1) 妊娠前の夫婦に対する子育て支援サービスの周知について

(3) 全款補充質疑

ア 日付 令和5年3月3日(金)・3月6日(月)

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

教育内容等	<p><b>1 学校トイレの生理用品配備について</b></p> <p>(1) 都立学校のトイレに生理用品が配備されたことについて</p> <p>(2) 生理用品を試験的に配備することについて</p> <p><b>2 教室の空気清浄機について</b></p> <p>(1) 空気清浄機の試験的な配備について</p> <p><b>3 中学英語スピーキングテスト (ESAT-J) について</b></p> <p>(1) 都がスピーキングテストの採点ミスをしたことについて</p> <p>(2) スピーキングテスト中止を都に要望することについて</p> <p><b>4 中学校の英語教育について</b></p> <p>(1) 2021年度以降、生徒の様子や授業のカリキュラムの変化について</p> <p>(2) オールイングリッシュ導入後の教師や児童の様子について</p> <p>(3) これからの英語教育の目標について</p>
子育て支援	<p><b>5 育児家庭訪問事業について</b></p> <p>(1) 支援拡充に至った経緯について</p> <p>(2) ベビーシッター利用支援事業の導入について</p> <p><b>6 心理職における再発防止等の強化について</b></p> <p>(1) CAREプログラムについて</p> <p>(2) 都児童相談所における実績について</p> <p>(3) 子ども家庭支援センターにおける今後の取組について</p>
保育	<p><b>7 待機児童対策および谷原保育園について</b></p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて</p> <p>(2) 区立谷原保育園の廃園中止および整備計画の引き上げについて</p> <p>(3) 保育所の整備について</p> <p><b>8 保育園のオンライン入園申請について</b></p> <p>(1) 紙の入園申請とオンラインの併用について</p> <p>(2) オンライン申請後の区とのやり取りについて</p> <p>(3) 利用調整スケジュールの短縮化について</p> <p><b>9 障害児保育について</b></p> <p>(1) 障害児保育における保育所への支援体制について</p> <p>(2) 集団保育や個別保育など柔軟な保育環境の支援について</p> <p><b>10 保育所の事故防止について</b></p> <p>(1) 重大事故の発生未然防止の取組について</p>

<p>放課後児童対策</p>	<p>11 <b>ねりっこクラブについて</b>  (1) これまでの状況と評価について  (2) 全校設置に向けた今後の見通しについて</p> <p>12 <b>学童クラブの待機児童について</b>  (1) 現在の学童クラブの待機児童の状況について</p> <p>13 <b>民間学童クラブについて</b>  (1) 今後の民間学童クラブの見解について  (2) 民間学童クラブ独自の特色を活かした取組への支援について</p>
<p>その他</p>	<p>14 <b>美術館再整備について</b>  (1) 再整備後の貫井図書館について  (2) 蔵書や開架の充実について</p> <p>15 <b>学校図書館について</b>  (1) 学校図書館の役割について  (2) 学校図書館管理員配置による効果について  (3) 学校図書館管理員の配置日数について</p> <p>16 <b>中学校軟式野球チームの野球場使用について</b>  (1) 部活動の地域移行の現況について</p> <p>17 <b>子どもを笑顔にするプロジェクトについて</b>  (1) 実施校および学校からの利用評価について  (2) 事業の周知方法や利用しなかった学校について  (3) 各学校への積極的な活用周知について</p> <p>18 <b>救命講習の実施について</b>  (1) 実施校について  (2) 全校における救命講習の実施について</p>



(4) 補正予算質疑（令和5年度補正予算（補正第1号））

ア 日付 令和5年3月2日（木）

イ 場所 全員協議会室

ウ 質問要旨

学校給食	<p><b>1 学校給食多子世帯負担軽減補助金について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 対象要件、多子の定義および対象見込人数について</li><li>(2) 令和6年度以降の補助継続について</li><li>(3) 保護者への周知について</li><li>(4) 財源の確保について</li><li>(5) 学校教育における保護者負担について</li><li>(6) 生活保護および就学援助制度との関係性について</li><li>(7) 学校現場における事務負担について</li><li>(8) 食材の廃棄について</li><li>(9) 幼稚園および保育所における給食費について</li><li>(10) 幼稚園の入園申込状況について</li></ul>
------	---

3 令和4年度教育関係予算 補正予算質疑（令和4年度補正予算（補正第5号））

(1) 日付 令和5年3月2日（木）

(2) 場所 全員協議会室

(3) 質問要旨

<p>教育に関する 質問内容</p>	<p><b>1 幼稚園について</b> (1) 区立幼稚園の統廃合の経緯について (2) 区立幼稚園および私立幼稚園の保護者負担について</p> <p><b>2 学校施設の防災対策および安全対策について</b> (1) 体育館へのテレビの設置について (2) 体育館の空調の種類について (3) 校門の電気錠について</p> <p><b>3 学校における感染症対策について</b> (1) マスクの着用について (2) 児童生徒の欠席について (3) 教室の換気等について</p> <p><b>4 イングリッシュキャンプについて</b> (1) 実施内容および今後の展望について</p>
------------------------	---